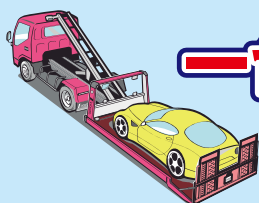


特装車 メンテナンスニュース

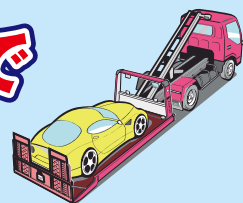
一台積み車両運搬車編

No. 43 2017・4

特装車も人も定期健診が肝心です!!



一台積み車両運搬車の点検整備で トラブルを未然に予防!!



日々、ダメージを受けている駆動部・可動部・油圧装置・作動油

『車両運搬車（一台積み）は毎日の車両積載作業にて高い負荷が掛っております』

- 駆動装置・可動部・作動油等は日々ダメージを受け気付かないうちに部品の摩耗・カジリ・チェーンの伸びや作動油の劣化による重大な故障の原因となる可能性があります。
- 車両運搬車を快適に使用するためには、定期点検で装置の状態を把握し、定期的に作動油・リターンフィルタ・油圧ホース・消耗部品の交換および各部（チェーン・ワイヤ等）の調整が必要です。

※過積載は道路交通法により禁止されています。

過積載は運搬荷台装置だけではなく、車両にも無理な荷重が掛り、重大な事故や故障の原因となります。車両運搬車を安全かつ快適に使用するために、定期点検に加え「メーカー推奨点検」を実施しましょう。

《日常点検・定期点検整備・消耗部品交換を怠ると大変危険です》

- ★ 劣化した作動油を使い続けると、油圧装置（ポンプ・モータ・バルブ・シリンダ等）の油漏れ・カジリ・焼付き・破損等の原因となります。
- ★ 給脂「グリスアップ」をしない状態で使い続けると駆動装置・可動部からの異音や摩耗・カジリ・錆び・固着等により破損の原因となります。
- ★ 各部（可動部・油圧ホース・コントロールボックス・操作スイッチ・近接スイッチ・配線等）の固縛・緩み・損傷等の点検を怠ると作動不良や破損の原因となります。

こんな事になる!



ドライブシャフトの焼付き



チェーンの錆び



チェーンの破損



パーデロック部から異音



ブッシュの摩耗



モータの油漏れ



シリンダの油漏れ



近接スイッチの破損



配線の損傷



油圧ホースの損傷

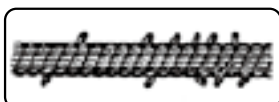
※道路運送車両法（第47条の2）日常（運行前）点検・（第48条）定期点検は使用者・運行する者に義務付けられています。

重要：劣化・損傷したワイヤを使い続けると大変危険です!

キンクしたもの



索線切れがあるもの



直径の減少が公称径の7%をこえたもの



著しく形くずれや腐食があるもの



特装車両の安全・安心は純正部品で機械も健康



作動油交換・給脂(グリスアップ)は、なぜ必要か!!



作動油交換・給脂(グリスアップ)を怠ると!

★油圧装置は高い圧力で作動油が流れるため、温度変化が著しく化学変化を起こし添加剤等の酸化また作動機構からの侵入した水分や鉄粉等による作動油の劣化が進みます。劣化した作動油を使い続けると精密部品であるポンプ・モータ・バルブ・シリンダ等の内部が傷つき、油漏れ・カジリ・焼付き・破損などの原因となります。

★可動部には常に高い荷重・摩擦抵抗が掛っています。

グリスアップを怠ると可動面に油膜が無くなる事で摩擦力が発生し異常摩耗・カジリ・焼付き等の原因となります。

特に高い荷重が掛る部分では可動部の固着・カジリ・焼付き現象が発生し最悪の場合は破損する事もあります。

また油分(油膜)が無くなり、空気や水を遮断できず錆が発生し固着の原因となります。

作動油の管理とチェーン部の給脂について

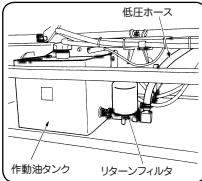
(参考例：作動油・フィルタ点検交換要領)

◆作動油の交換(各社、取り扱い説明書参照のこと)

一般用	純正ハイドロ 46	交換油量 17.4L
寒冷地用	純正ハイドロ 32	主に北海道、東北北部地方その他冬期、低温地域に適用

- ★オイルタンクに入り込む空気は常にゴミや水分を持ち込みます。また、油圧機器も作動中少しずつ摩耗粉を発生しますので、作動油は使用後3カ月目に1回、以降1年に1回交換してください。
- ★定期的な交換が実施されていない場合は、保証期間内であっても保証修理の適用外となります。
- ★気温が氷点下になる様な場合は、タンクおよび回路中の水分が凍る危険がありますので秋口に交換されるのが効果的です。
- ★作動油交換時期タンク下のドレンプラグを外して、古い作動油やゴミを除去してください。

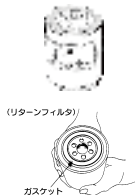
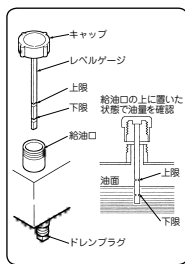
◆リターンフィルタの交換



※本機の使用頻度により異なりますが、交換時期は原則としてキャリア使用始めより3カ月で1回、以降は1年に1回の割合で交換してください。

【交換要領】

- ガスケット全面にオイルを薄く塗布してください。
- シール面にガスケットが接触後、取付工具で3/4回転締め付けてください。
- 取付後、キャリアを作動させ、オイル漏れのないことを確認してください。



(参考例：チェーン点検・給脂要領)

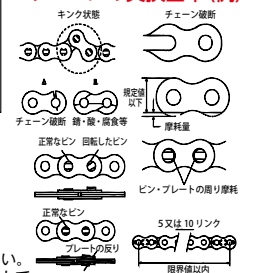
給油箇所	給油頻度	給油量	種類
チェーン	毎週1回	チェーン内部まで浸透する程度(適量)	各社指定グリス ラスビアグリス(参考グリス)

- ・洗車後にも必ず給油してください。
- ・定期的な給脂、給油はスライド機構の長持ちにつながります。
- ・チェーンのメンテナンスにシャシグリスを使用しないでください。常温ではグリスの浸透が不十分となり、チェーンの切断につながります。
- ・チェーン、ウインチの給油はメーカー指定のものを使用してください。
- ・チェーンは使用していない状態でも錆びるので、毎週1回必ず給油してください。

【測定】

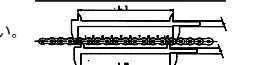
- ・チェーン全体のガタをなくすため、チェーンの張りを調整後測定してください。
- ・測定は5または10リンクで測定してください。
- ・測定はチェーン全長の前、中央、後の両側の6箇所実施してください。

※チェーンの交換基準(例)



※チェーン実測値=(L1+L2)/2

リンク数	出荷時	伸びの限界値
5リンク	127mm	130mm
10リンク	254mm	260mm



※作動油交換・容量及び給脂・調整要領は各社取り扱い説明書を参照ねがいます。

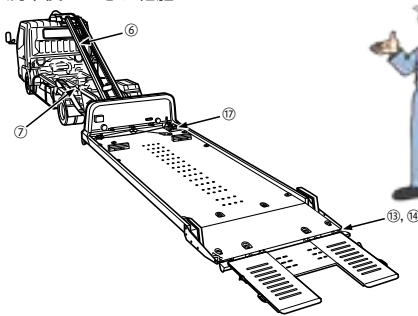
給脂箇所と名称(例)

※詳細な点検箇所は各社、取り扱い説明書を参照ねがいます。

1. 給脂・給油箇所一覧

給油頻度	給油量	種類
毎週1回またはスライド回数100回毎に実施	適量	シャシグリス

- ・グリスニップル取付箇所、摺動部、可動部全てに、シャシグリスを給脂してください。
- ・給脂、給油する時は、安全処置を確実に行ってください。
- ・チェーンは使用していない状態でも錆びるので、毎週1回の給油が必要です。
- ・定期的な給脂はフラット装置の長持ちにつながります。
- ・洗車後にも必ず給脂してください。



※詳細な給脂箇所は取り扱い説明書を参照ねがいます。

下記の給油場所番号は左図の位置番号を示す

1 ピローブロック	7 ボデーロック (4箇所)	13 T/Gオートターンシリンダヘッド (ボデー右側のみ)
2 シリンダ (ヘッド)	8 ジャッキ稼働部 (2箇所：両側)	14 T/Gオートターンシリンダボトム部 (ボデー右側のみ)
3 ホイスト (ボトム)	9 チルトフレーム後端ローラ	15 ボデー後端ローラ (両側)
4 チェーンアイドラ (2箇所)	10 チルトフレーム後端異中 (両側)	16 ケショウ板 (3箇所：両側) 注：調整時のみ
5 スライド部 (3箇所：両側)	11 S/FリヤピンJASSY (両側)	17 ウインチドラムブレーキ部
6 チルトフレームレールの側面 (両側)	12 ①上面図 ジャッキレール内ローラ	②側面図 ボデーをスライドさせ、給油位置とチャンネルの孔位置を調整する

【各連結装置部の作動・給脂・ガタ・変形・摩耗及び固縛部の(ボルト・割りピン等) 緩み、外れを点検ねがいます】 ※給脂箇所は各社、取り扱い説明書を参照ねがいます。

※点検・整備は取り扱い説明書の日常(運行前) および定期点検実施表に基づき実施ねがいます。

※特装車の点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある、各メーカー指定サービス工場でお受けください。